

呉港における特定利用空港・港湾への対応について

令和8年5月8日に、国（内閣官房、国土交通省及び防衛省）から呉港を「特定利用空港・港湾」に追加したいとの説明を受け、同月18日付けで、呉港における港湾施設の円滑な利用に関する枠組みを関係省庁と呉市との間で確認することについて依頼がありました。

その後、同年6月に、呉市から港湾関係者（港湾運送事業者、漁業協同組合及び航路事業者。以下同じ。）に対し、「特定利用空港・港湾」の趣旨や想定される訓練内容等について説明を行いました。

については、呉港における「特定利用空港・港湾」に係る呉市の対応について報告します。

1 特定利用空港・港湾とは

「特定利用空港・港湾」とは、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国と空港・港湾の管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた空港・港湾のことです。

「特定利用空港・港湾」は、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の航空機・艦船の円滑な利用に資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図ることとしており、現在、全国で24空港及び33港湾について、当該枠組みが設けられています。

※中国地方：山口宇部空港、境港

2 国からの確認事項

呉港を「特定利用空港・港湾」に追加するに当たり、国から令和8年5月18日付けで依頼のあった呉港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項は、次のとおりです。

- (1) 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- (2) また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- (3) 上記の着実な実施に向けて、防衛省中国四国防衛局・海上保安庁第六管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省中国地方整備局はこれに協力する。

3 港湾関係者から出された意見

令和8年6月に港湾関係者に対し、「特定利用空港・港湾」の趣旨や想定される訓練内容等について説明を行いました。

港湾関係者からの主な意見は、次のとおりです。

港湾関係者	意見の要旨
港湾運送事業者	・「特定利用空港・港湾」に追加されることについては、支障ない。 ・実際に訓練等を実施してみないと具体的な影響等は分からない。
漁業協同組合	・漁業活動に支障がなければ問題はない。 ・訓練について、事前に連絡があれば問題はないが、平日が望ましい。
航路事業者	・定期航路の運航に支障がなければ問題はない。

4 呉市の考え方

呉港が「特定利用空港・港湾」に追加されることについて、国から依頼のあった確認事項について確認し、次の理由により同意することとしました。

【同意理由】

- ・平素の訓練等を通じて自衛隊・海上保安庁がそれぞれの港湾の特性を習熟することで、災害時などにおいて、より迅速かつ安全に対応できるようになることが期待されること。
- ・民生利用を主とすることを前提とした上で、訓練は年数回程度が想定されており、国から訓練の情報を可能な限り港湾管理者に示し、意見交換を行うことで円滑な利用が可能になると考えられることから、港湾関係者や市民への影響は小さいものと見込まれること。
- ・港湾の施設については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁による円滑な利用にも資するよう必要な整備が着実に進められることにより、港湾の利便性の確保や機能の強化が期待されること。
- ・国と港湾管理者との間で設ける「円滑な利用に関する枠組み」を通じ、平素から担当者間で連携することで、災害時の対応などの緊急性が高い場合においても、調整を円滑に行うことが可能になること。

5 今後の対応

(1) 国への要請事項

呉港が「特定利用空港・港湾」に追加されることについて同意するに当たり、港湾管理者として国に対し、次の要請を行います。

項目	要請内容
周囲への影響	・ 民生利用が主であるというこの取組の趣旨を遵守すること。 ・ この枠組みを進めるに当たっては、港湾管理者の人的負担や物的負担が生じないようにすること。
説明・情報提供	・ 地域に不安や懸念が生じることがないように、港湾管理者や港湾関係者に対し、事前に十分な情報提供と説明を行うこと。
訓練・安全確保	・ 平時における訓練等での港湾施設の利用に当たっては、民生利用に影響を与えることがないように十分な時間的余裕を持って調整すること。 ・ 訓練等の際の安全確保に万全を期すこと。 万が一、事故等が発生した場合は、港湾管理者に対して迅速に情報提供を行うとともに、国の責任において、原因を究明し、再発防止に努めるなど、必要な対応等を行うこと。
インフラ整備	・ 民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めること。

(2) スケジュール

令和8年9月中に「(1) 国への要請事項」の内容を付して、「2 国からの確認事項」について確認した旨を国に回答します。